

# 期日前投票・不在者投票は、12月12日(月)～17日(土)

投票時間:午前8時30分～午後8時 会場:三島市役所大社町別館(1階防災研修室)

※12月15日(木)～17日(土)は日清プラザ・イトーヨーカドー三島店に臨時期日前投票所を開設します。(投票時間は午前10時～午後7時)



▲三島市役所大社町別館  
【12月12日(月)～17日(土)】

期日前投票の対象は…  
選挙日当日、次に当てはまる人  
①仕事のある人  
②冠婚葬祭などの予定がある人  
③病气やけが、妊娠などで投票所に行けない人  
④旅行や買い物、レジャーなどで選挙日当日投票できない人  
※投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です。手続きをスムーズに進めるため、なるべく投票所入場券の裏面宣誓書に必要事項を記入してお持ちください。(入場券が届かない場合でも選挙人名簿に登録されている人であれば投票することができます。)なお、投票日当日に18歳に到達する人は不在者投票が必要です。



▲日清プラザ・イトーヨーカドー三島店  
【12月15日(木)～17日(土)】

臨時期日前投票所をご利用ください  
期日 12月15日(木)～17日(土)  
午前10時～午後7時  
会場 日清プラザ・イトーヨーカドー三島店 2階会議室  
(中田町9・30)  
※Lof t (ロフト) 南側  
■ご注意ください  
今回も新型コロナウイルス感染症の影響で日本大学国際関係学部での期日前投票は行いません。

①期日前投票所・12月12日(月)～17日(土)(市役所大社町別館図1)  
自動車でお越しの際は、市営中央駐車場(中央町1・8)をご利用の上、投票所受付に駐車券をお持ちください。駐車券に確認印を受けることで、1時間まで無料で駐車できます。  
※大社町別館西側建物前は、歩行困難な人専用のスペースです。  
②臨時期日前投票所・12月15日(木)～17日(土)(日清プラザ・イトーヨーカドー三島店図2)  
自動車でお越しの際は、店舗の無料駐車場をご利用ください。



図2 臨時期日前投票所(日清プラザ・イトーヨーカドー三島店2階)



図1 期日前投票所案内図

# 不在者投票は、次の人が対象です

選挙期間中、仕事や旅行などで、三島市以外の市区町村に滞在している人は滞在先の市区町村で、指定病院などへ入院・入所中の人はその施設で、不在者投票ができます。

**仕事や旅行などで  
三島市以外の市区町村に  
滞在している人**

**投票の手続き** ①三島市選挙管理委員会に、直接、郵送またはマイナポータルで投票用紙など必要な書類を請求する。(請求書※は選挙管理委員会に連絡いただければ送付します。) ※市ホームページからダウンロード可

②交付された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ。

**投票できる日時** 告示日の翌日(12月12日(月))から投票日前日(12月17日(土))

※詳細は滞在地の選挙管理委員会に確認してください。

**病院などに入院している人**

**投票できる人** 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の人

**投票できる日時** 告示日の翌日(12月12日(月))から投票日前日(12月17日(土))までの間、施設の指定する日時

**法律に定められた  
障害のある人(郵便等投票)**

次の表1のいずれかに該当する人が対象です。

■表1

手帳等の種類	障害の種類等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■表2

手帳等の種類	障害の区分	上肢又は視覚の障害の程度
身体障害者手帳		1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

〈罰則〉代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかったなどの場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

■投票までの手続き

◇郵便等投票をしようとする人は、市選挙管理委員会にて「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。

◇投票用紙は、郵便等投票証明書と一緒に12月14日(水)午後5時までに請求してください。手続き終了後、投票用紙を送付するので、候補者名を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

■郵便などによる

**不在者投票での代理記載制度**  
郵便などによる不在者投票をすることが出来る選挙人で、次の表2に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に代理で記載してもらうことができます。

■新型コロナウイルス感染症で  
宿泊・自宅療養されている人

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人は特例郵便等投票の対象です。詳細は市ホームページまたは電話にてお問い合わせください。

**政治家の寄附の禁止**

- 有権者が求めることも禁止です
- ①政治家の寄附の禁止  
一般的な寄附のほか、お歳暮、本人が持参しない香典など
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③後援団体の寄附の禁止  
後援団体による花輪、香典など
- ④年賀状などのあいさつ状の禁止  
政治家が年賀状など出す(答礼のための自筆のものを除く)
- ⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

## 問合せ

選挙管理委員会事務局  
(市役所本館2階)  
住所 ☎ 411・8666  
北田町4・47  
☎ 983・2675